

東浦町  
子どもの貧困対策推進計画



令和2年4月

東 浦 町

# 目次

---

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	計画の基本理念	4
4	計画の期間及び見直し時期	4
5	計画の基本的な視点	5
6	基本目標	5
7	子どもの貧困についての考え方	6
8	計画の体系	6

## 第2章 本町における状況

1	東浦町の現状	8
2	アンケート調査の実施	10

## 第3章 基本施策（今後の取組）

1	取組の方向性	22
2	具体的な取組内容	22

# 第1章

---

## 計画策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

---

厚生労働省が実施した平成 28 年の国民生活基礎調査によると、経済的に厳しい家庭で育つ 17 歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、13.9%と前回調査（平成 25 年時点、16.3%）より 2.4%低下し、「子どもの貧困率」は、改善されたものの、およそ 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるとされています。

子どもが貧困の状態であるということは、子どもが属する家庭が貧困の状態にあると考えられ、貧困のために十分な教育を受ける機会に恵まれないことや、食事や住環境の不十分さ等、さまざまな原因が絡み合い、子どもが成長後に再び貧困層の家庭となってしまう、いわゆる「貧困の連鎖」に巻き込まれる可能性があります。

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、第一に子どもに視点をおいて、子どもの現在及び将来が生まれ育った家庭環境によって左右されることのないよう、子どもの成長段階に応じてその意見が尊重され、かつその最善の利益が優先して考慮された上で、すべての子どもに対して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮しなければなりません。

また、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、支援を必要とする子どもやその家庭の抱える生活不安を取り除き、世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に進める必要があります。

こうしたことを踏まえ、国は平成 26 年に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）を施行し、同年、子供の貧困対策に関する大綱を定めました。この法律に基づき、愛知県では平成 27 年に子どもの貧困対策についての計画が子ども・子育てに関する総合計画である、あいちはぐみんプラン 2015-2019 と一体的な位置づけとして示されています。

東浦町子どもの貧困対策推進計画は、子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」、教育と福祉等の「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業や NPO、自治会その他関係者間の「つなぎ」の 3 つの「つなぎ」を実現するために、地域の実情にあった体制整備を段階的に進めていくため策定するものです。

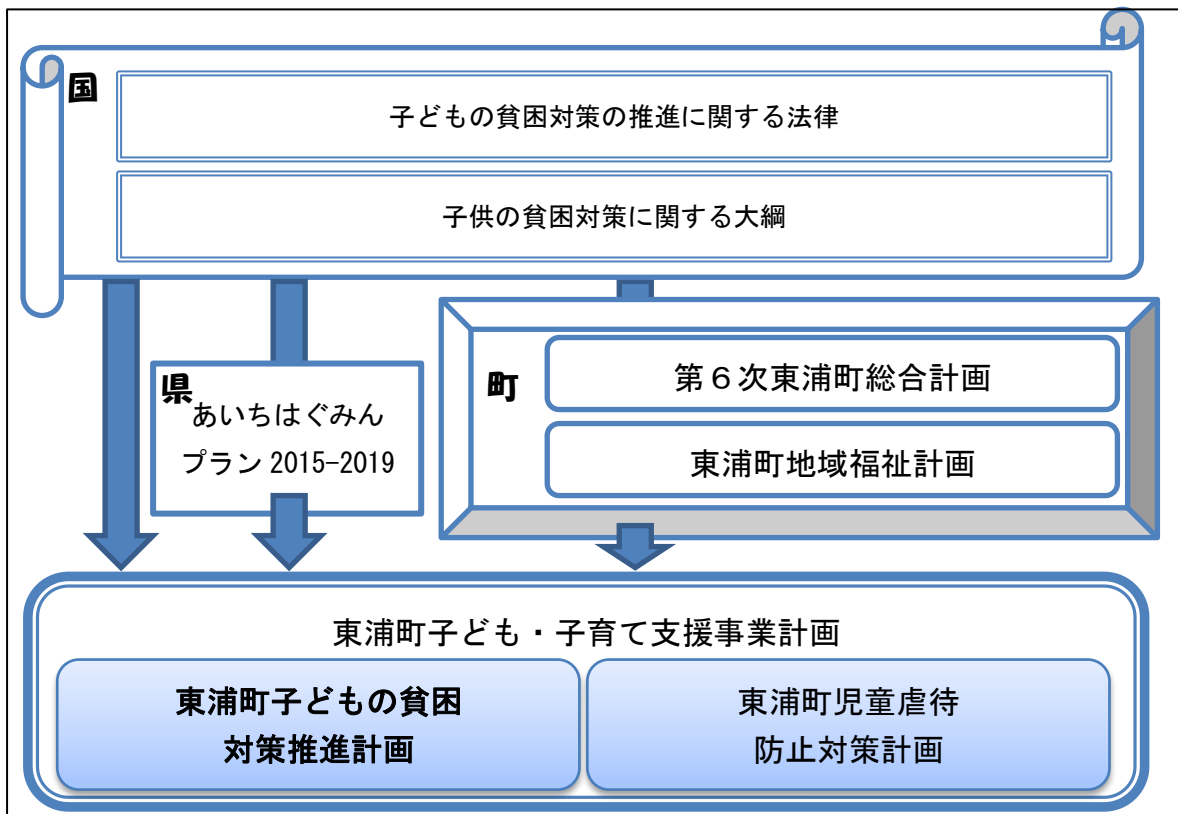


## 2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)及び子供の貧困対策に関する大綱並びにあいちはぐみんプラン 2015-2019 に基づき、地域の実情を踏まえ、本町の総合的な子ども・子育て支援の一環として、子どもの貧困対策の体制整備を段階的に進めていくため、本町の基本目標や基本施策について示していくものです。

そのため本町のまちづくりの方向性を示す第 6 次東浦町総合計画、地域福祉の推進を目的として策定される東浦町地域福祉計画を本計画の上位計画と位置づけ、本町の総合的な子ども・子育て支援の方向性を示す東浦町子ども・子育て支援事業計画と本計画及び東浦町児童虐待防止対策計画を一体的に策定することによって、本町の子ども・子育てに関する総合的な計画と位置づけます。

### ○計画の位置づけのイメージ



### 3 計画の基本理念


子どもの貧困対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、東浦町子ども・子育て支援事業計画の基本理念と同一とし、子ども・子育て支援の施策を総合的に推進します。

<基本理念>

『のびやかに 子どもも親も 地域と共に育つまち』

### 4 計画の期間及び見直し時期

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、随時、計画の変更を行います。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度					
子ども・子育て 支援事業計画	計画年度： 平成27年度 ～令和元年度		<div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; text-align: center;"> <p>新計画</p>  </div>									
子どもの貧困 対策推進計画	見直し							<div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; text-align: center;"> <p>令和6年度を目標年度とし整備を進めますが、 必要がある時は、随時、計画の変更を行います。</p> </div>				
児童虐待防止 対策計画												

## 5 計画の基本的な視点

---

東浦町子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念を実現するために4つの基本的な視点を設定しています。

子どもの貧困対策は、子ども・子育て支援の一環として考えられるべきものであるため、東浦町子どもの貧困対策推進計画においても同一の基本的な視点とします。

### <基本的な視点>

『子育て』 『地域全体での子育て支援』

『親育ち』 『仕事と生活の調和実現』

## 6 基本目標

---

東浦町子ども・子育て支援事業計画においては、4つの基本的な目標を設定し、子育て支援施策を推進しています。このうち、子どもや子育て世帯の貧困対策についても、4つの基本的な目標に含まれているため、東浦町子どもの貧困対策推進計画においても同一の基本目標とします。

### <基本目標>

『地域における子育て家庭への支援』

『子どもにとって良質な教育・保育の提供』

『子どもの育ちを支える安全・安心な環境の整備』

『仕事と子育ての両立の推進』

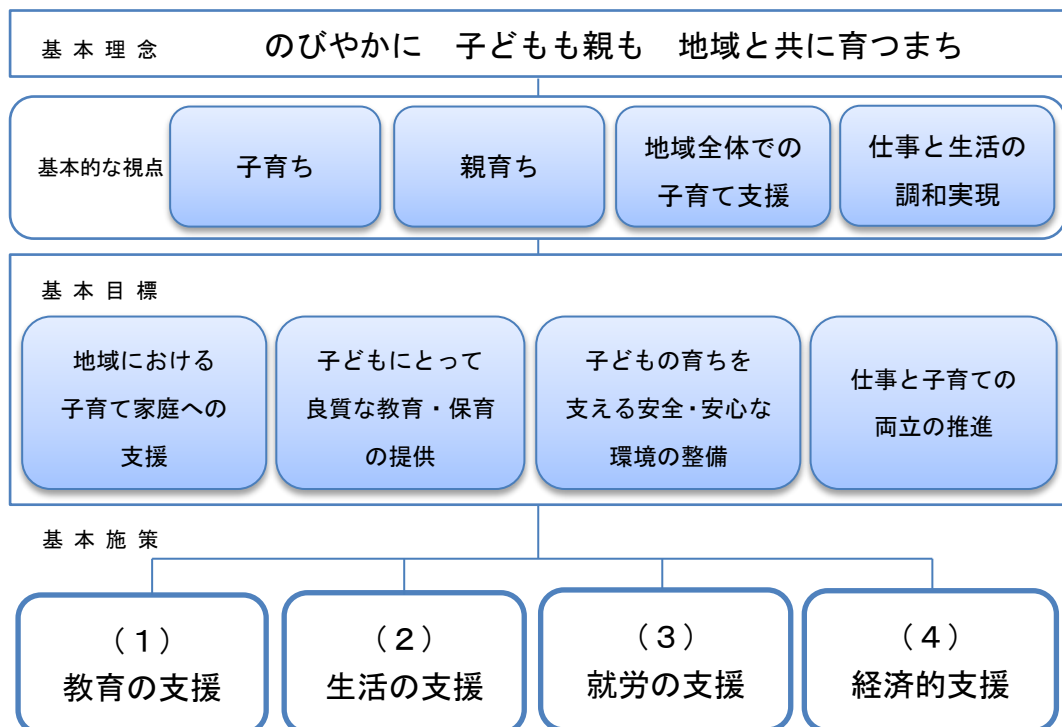
## 7 子どもの貧困についての考え方

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）や子供の貧困対策に関する大綱において、子どもの貧困がどのような状態を指すかについて、明確に定義はされていませんが、「相対的貧困」という考え方があります。これは一定の収入があり、衣食住に窮するまでには至りませんが、子どもの成長や学習に必要な物の不足や社会的・文化的な経験の機会が得られない状況を促えたものであり、将来の夢に向かって知識や技能を身に付けるための進学等の道が奪われるケースもあります。

また、貧困問題は経済的な要因だけでなく、保護者の病気、家庭の教育力・養育力不足、障がい、配偶者暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果として、子どもたちは生活習慣の乱れ、不衛生、学習不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面する可能性があります。

本町では、子どもが成長するにあたり、教育や生活、一緒に暮らす保護者等の就労、経済的な面について必要かつ十分な支援が届いていない状態と定義します。

## 8 計画の体系





## 第2章

---

### 本町における状況

# 1 東浦町の現状

---

## (1) 生活保護

生活保護は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

### 【生活保護世帯数の状況】（3月末日時点）

単位：世帯

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
東浦町	保護世帯数	116	122	121	109	104
	うち母子世帯	0	1	3	1	1

※知多福祉相談センターのあらまし

## (2) 就学援助

経済的な理由によって就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行います。

### 【準要保護の認定者数】（3月末日時点）

\* 準要保護者…市町村教育委員会が生活保護法第6条2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）

単位：人

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	274	283	302	292	276
中学校	175	179	171	163	150
合計	449	462	473	455	426

※ひがしうらのすがた

## (3) 母子家庭等医療費助成

また、母子家庭等医療費助成は、母子家庭の母、父子家庭の父で、18歳以下（18歳到達年度の末日まで）の児童を監護・養育している方と子どもが医療にかかった場合に、医療費を支給します。

【母子家庭等医療費助成の受給者数の状況】（3月末日時点）

単位：人

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受給者数 (年度中平均)	761	744	698	693	666
うち子の受給者数	424	422	396	398	376

※ひがしうらのすがた、福祉医療費（母子・父子家庭）支給状況報告書（月報）

（4）ひとり親家庭等手当

ひとり親家庭等手当は、母子家庭の母、父子家庭の父、父または母が重度の心身障がいの状態にある家庭等で、18歳以下（18歳到達年度の末日まで）の児童（児童扶養手当については、障がいのある児童の場合は20歳未満）を監護・養育している方に支給される手当です。

【児童扶養手当の受給世帯数の状況】（3月末日時点）

単位：世帯

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全部支給	151	148	135	110	135
一部支給	123	120	115	125	79
全部停止	27	29	31	27	34
受給世帯数	301	297	281	262	248

※市町村別受給者数等報告一覧表

【東浦町遺児手当の受給世帯数の状況】（3月末日時点）

単位：世帯

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
受給世帯数	374	359	342	330	125*

※東浦町ひとり親家庭等手当受給者データ

\*平成28年度制度改正により、手当の支給期間について18歳到達年度の末日までから18歳到達年度の末日までの最長60月（5年）に変更。

## 2 アンケート調査の実施

東浦町のひとり親家庭等の生活実態及び意見・要望を把握し、子どもの貧困対策計画策定や施策推進の基礎資料とするために実施しました。

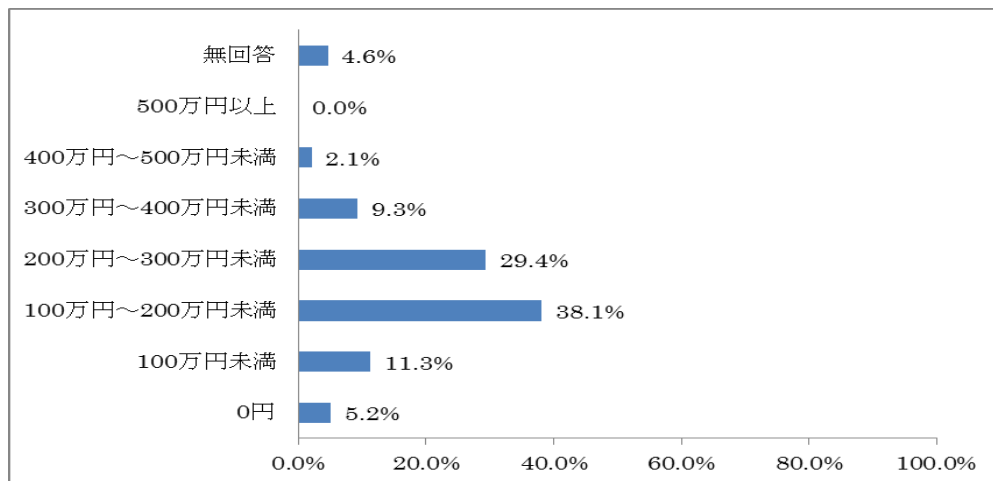
### (1) アンケート調査の実施概要

調査名	調査期間	調査対象者	調査方法	回収数 (回収率)
①ひとり親家庭等アンケート調査	平成28年8月1日(月) ～ 平成28年8月31日(水)	平成28年7月末現在、東浦町遺児手当受給資格者335名	ひとり親等手当現況届提出の通知に同封し、対象者にアンケート用紙を郵送。	207 (61.8%)
②ひとり親家庭等実態調査	平成29年8月1日(火) ～ 平成29年8月31日(木)	平成29年7月末現在、ひとり親家庭等手当受給資格者324名	現況届提出書類として窓口にて回収。	194 (59.9%)

### (2) アンケート調査の結果概要

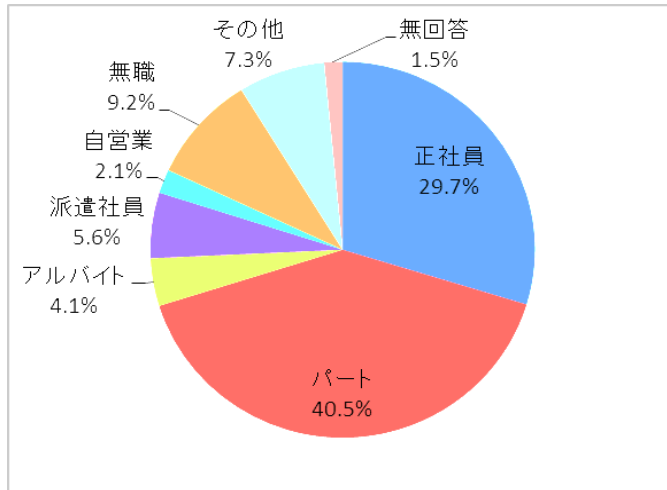
#### ア 世帯の所得(手取り)について

世帯の所得について、「100万円～200万円未満」が38.1%と最も多く、次いで「200万円～300万円未満」が29.4%、「100万円未満」が11.3%となっています。「0円」が5.2%おり、未就労者の生計維持方法については、「ひとり親等手当」や「貯金」によるとの回答が多くありました。



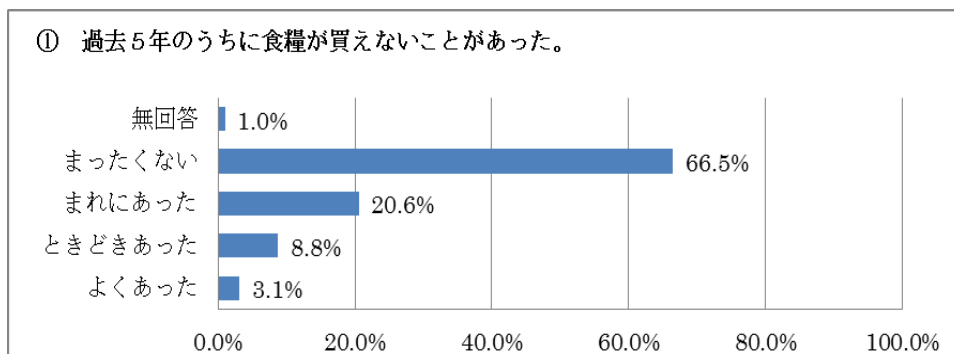
## イ 現在の就労状況

「無職」と回答した方が 9.2%であることから比較的就労率の高いことが読み取れます。「パート」が 40.5%と最も多く、非正規雇用である「アルバイト」や「派遣社員」と合わせると全体の約半数に達しています。それに対して「正社員」は 29.7%でした。

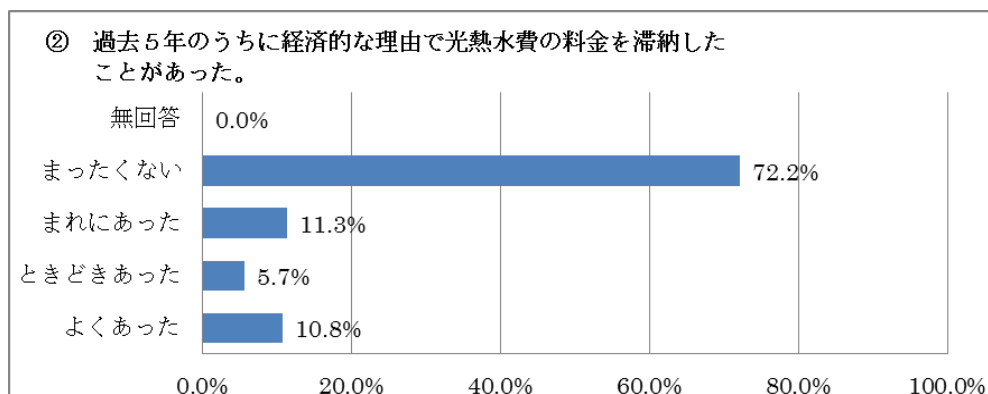


## ウ 各家庭の経済状況について

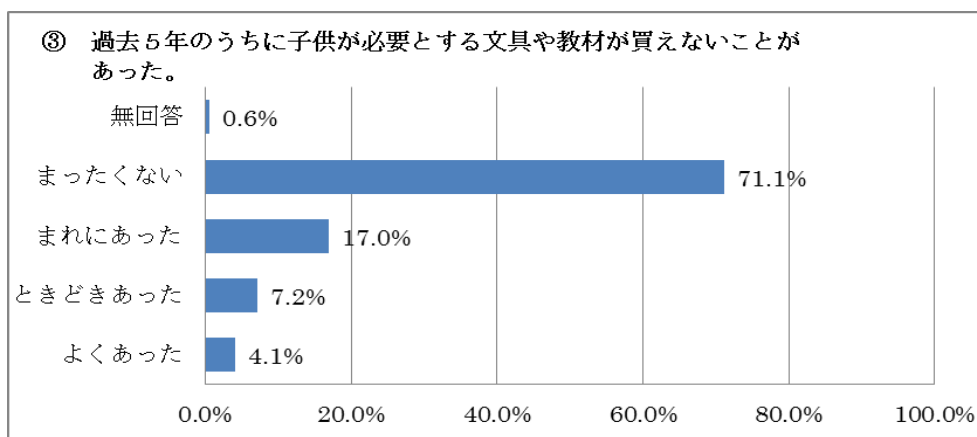
食糧が買えないという経験の有無について、「まったくない」と回答した人が最も多い 66.5%である一方で、32.5%の人が過去5年のうちに食糧が買えないという経験をしていました。



経済的な事情による光熱水費の料金の滞納の有無については、経験のある人の割合としては 27.8%と比較的低いですが、「よくあった」が 10.8%と他に比べ高い結果となりました。

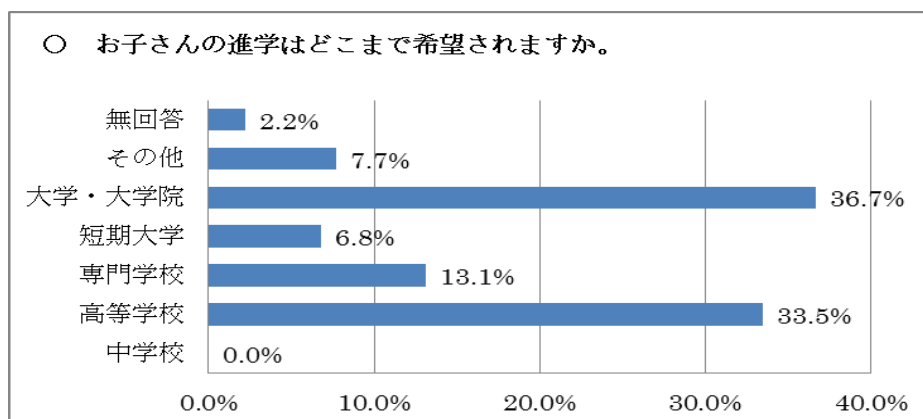


学用品については、「まったくない」が 71.1%で最も多く、次いで「まれにあった」が 17.0%でした。



## エ 子どもの進学について

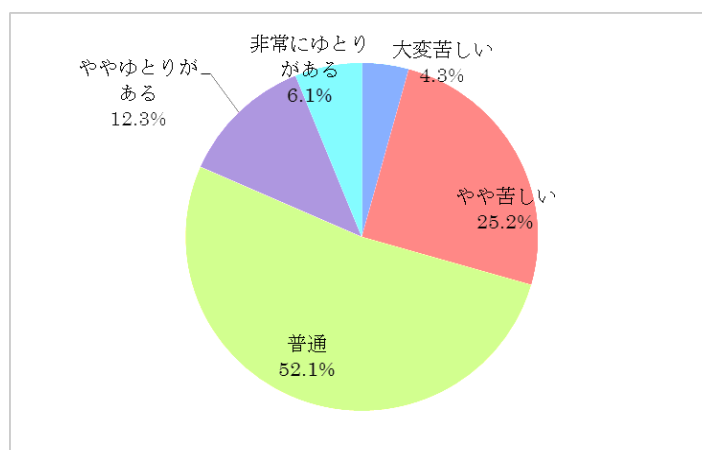
「大学・大学院」まで進学することを希望すると回答したのは 36.7%であり、次いで「高等学校」が 33.5%、「専門学校」が 13.1%となっています。「大学・大学院」と比べると「短期大学」までと回答した方は非常に少なく、6.8%でした。



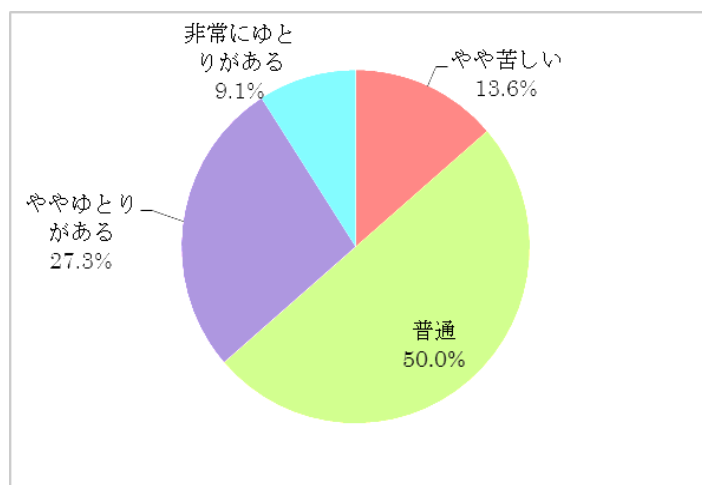
### オ 自身の子どもの頃の生活と現在の収入の関連について

世帯収入が 200 万円未満を収入区分Ⅰ、200 万円以上を収入区分Ⅱとし、自身の子どもの頃の生活の状況はどのようであったか分析を行った。収入区分Ⅱの世帯で「やや苦しい」が 13.6%に対し、収入区分Ⅰの世帯で「大変苦しい」が 4.3%、「やや苦しい」が 25.2%と合わせて 29.5%でした。

#### 収入区分Ⅰ



#### 収入区分Ⅱ

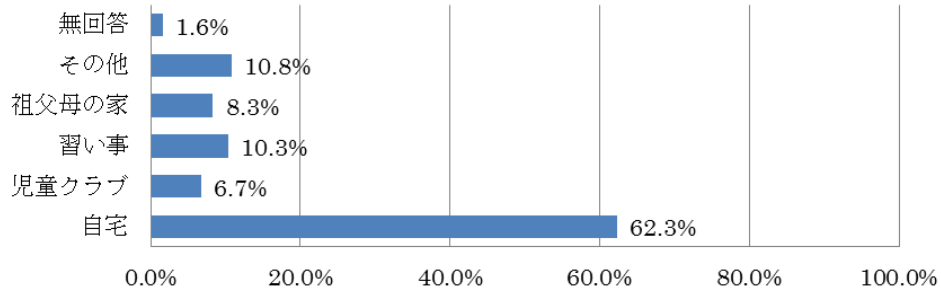


### カ 放課後（下校後）の過ごし方について

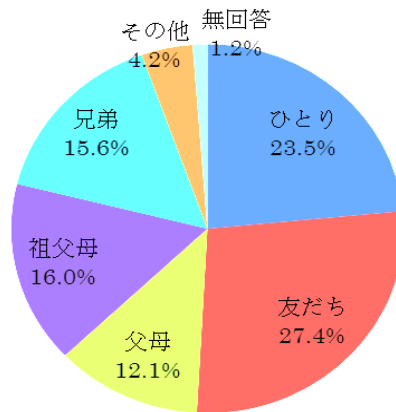
放課後、「自宅」で過ごす方が 62.3%と最も多く、次いで「習い事」が 10.3%でした。「その他」と答えた方の回答としては、アフタースクールや放課後等デイサービスなどが多くみられました。

一緒に過ごす人については、「友だち」が 27.4%と最も多く、「ひとり」で過ごすと答えた方が 23.5%と 2 番目に多い結果となりました。

① お子さんは放課後、どこで過ごすことが多いですか。

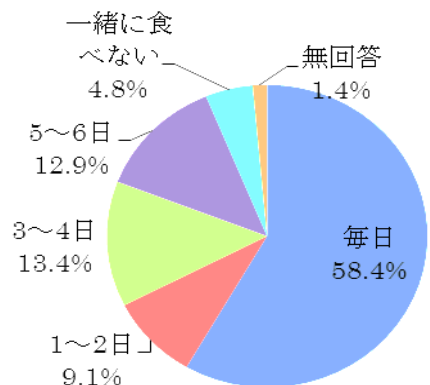


② お子さんは放課後、誰と過ごすことが多いですか。



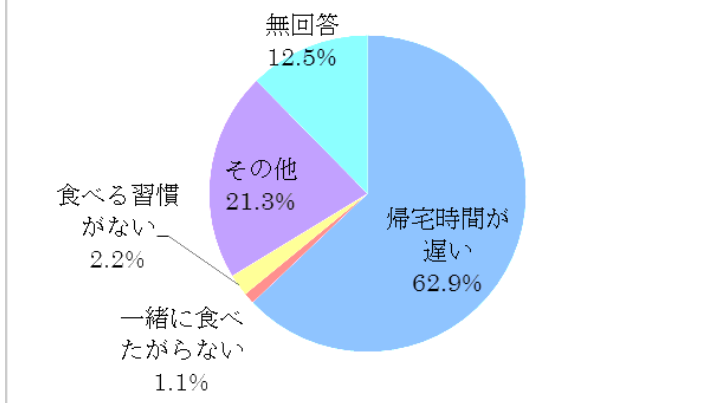
親子で夕食を食べる日数は、「毎日」が 58.4%となっています。週に1日でも一緒に食べない日がある家庭は 40.2%であり、理由としては、「帰宅時間が遅い」が最も多く 62.9%でした。

③ 一週間のうち、親子で夕食を食べる日数はどのくらいですか。





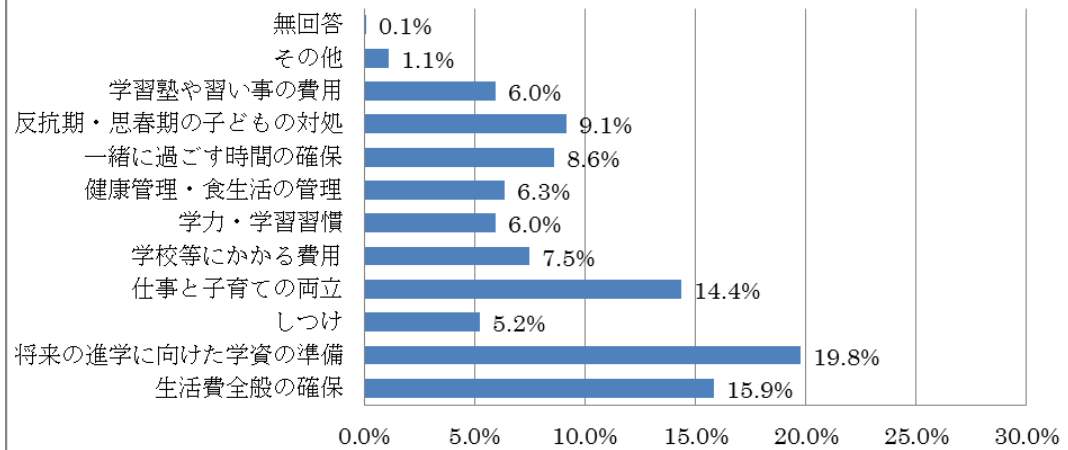
④ 夕食を一緒に食べていない理由は何ですか。



キ 子育ての負担

「将来の進学に向けた学費の準備」が大変だと感じている方が最も多く 19.8%でした。次いで、「生活費全般の確保」が 15.9%となっており、多くの方が経済的な面での負担が大きいと感じていることが分かりました。また、「仕事と子育ての両立」についても 14.4%の方が大変だと感じています。

○ 子育てに関することで特に大変だと感じることは何ですか。

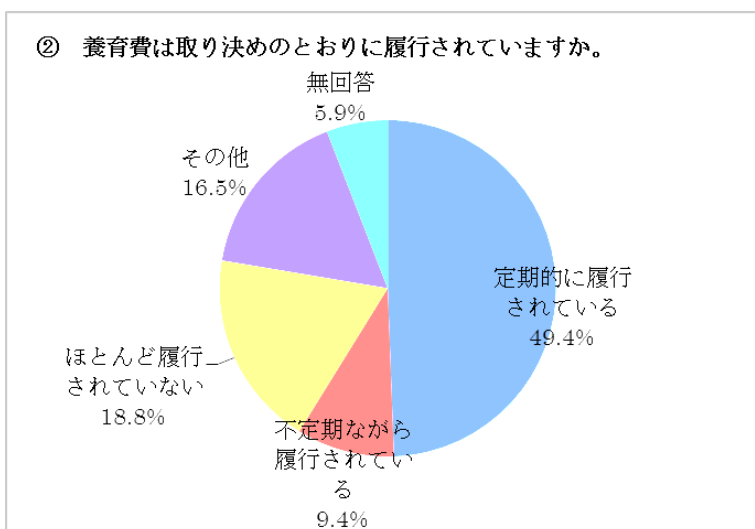
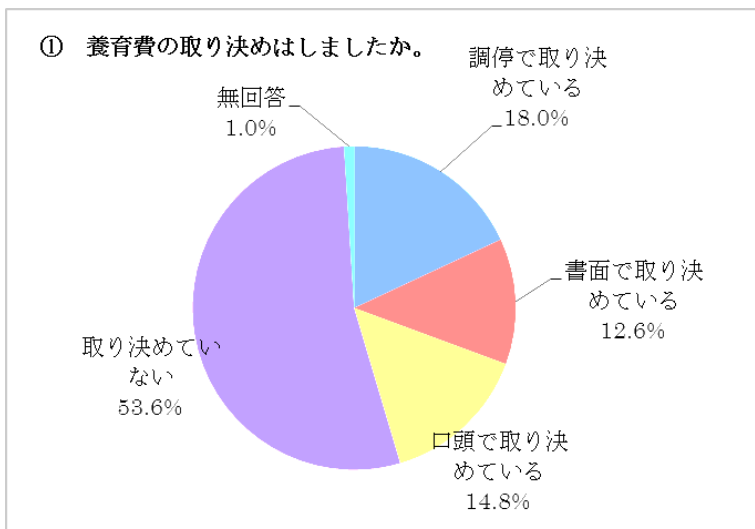


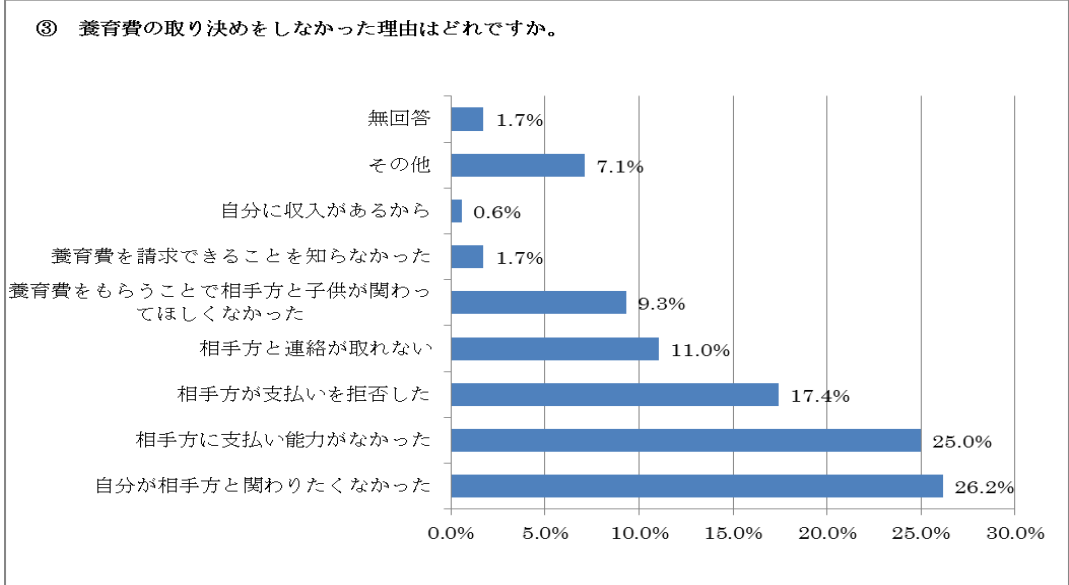
## ク 養育費について

離婚または未婚のひとり親で養育費の取り決めをしているのは 45.4% であり、取り決め方法ごとの内訳としては「調停で取り決めている」が 18.0%、「書面で取り決めている」が 12.6%、「口頭で取り決めている」が 14.8%となっています。53.6%の方については「取り決めていない」ということでした。また、取り決めた養育費の金額の平均は 39,037 円となっています。

取り決めをしていると回答された方で、「定期的に履行されている」と回答した方は 49.4%、「不定期ながら履行されている」方は 9.4%となっています。18.8%の人について「ほとんど履行されていない」と回答しています。

「取り決めていない」と回答された方の理由は、「自分が相手方と関わりたくなかった」が 26.2%、次いで「相手方に支払い能力がなかった」が 25.0%、「相手方が支払いを拒否した」が 17.4%となっています。また、1.7%は「養育費を請求できることを知らなかった」と回答しています。



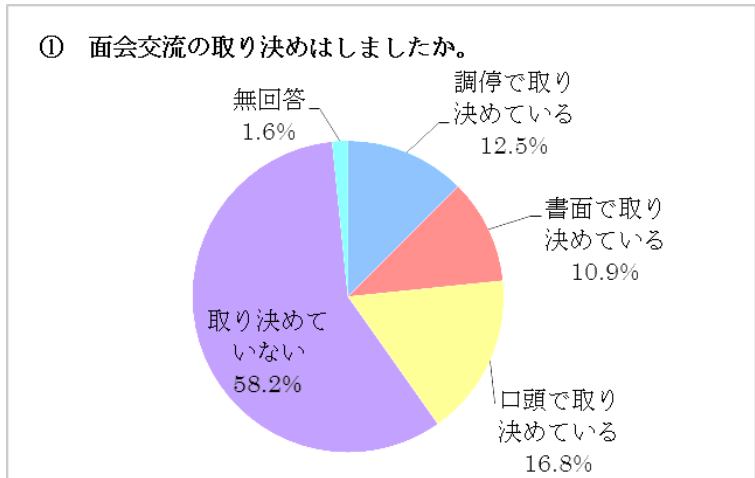


ケ 面会交流について

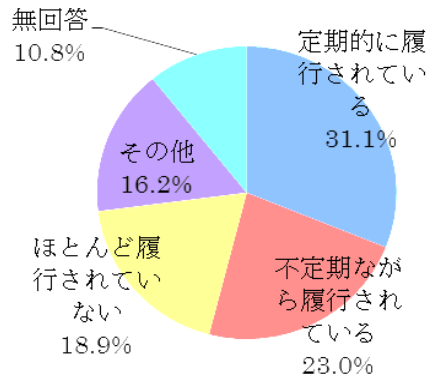
離婚または未婚のひとり親で面会交流の取り決めをしているのは40.2%であり、取り決め方法ごとの内訳としては「調停で取り決めている」が12.5%、「書面で取り決めている」が10.9%、「口頭で取り決めている」が16.8%となっています。58.2%の方については面会交流は「取り決めていない」ということでした。

取り決めをしていると回答された方で、「定期的に履行されている」と回答した方は31.1%、「不定期ながら履行されている」方は23.0%となっています。18.9%の人について「ほとんど履行されていない」と回答しています。

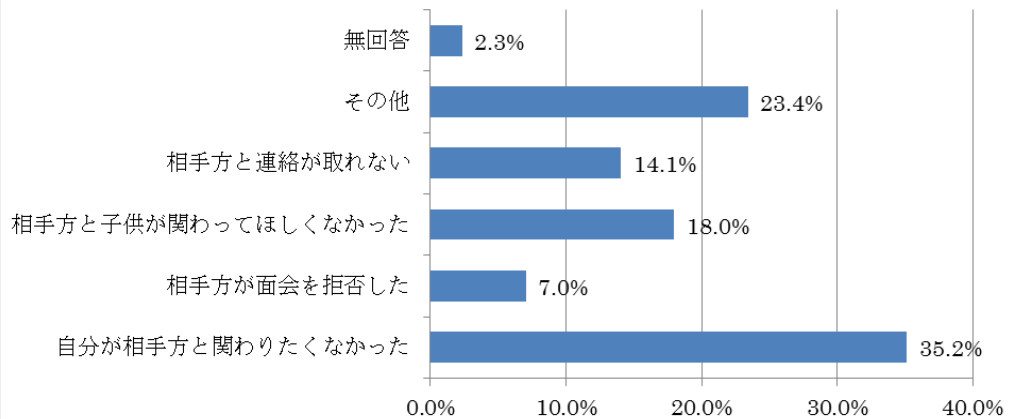
「取り決めていない」と回答された方の理由については、「自分が相手方と関わりたくなかった」が35.2%、次いで「相手方と子どもが関わってほしくなかった」が18.0%、「相手方と連絡が取れない」が14.1%となっています。



② 面会交流は取り決めのとおりに履行されていますか。



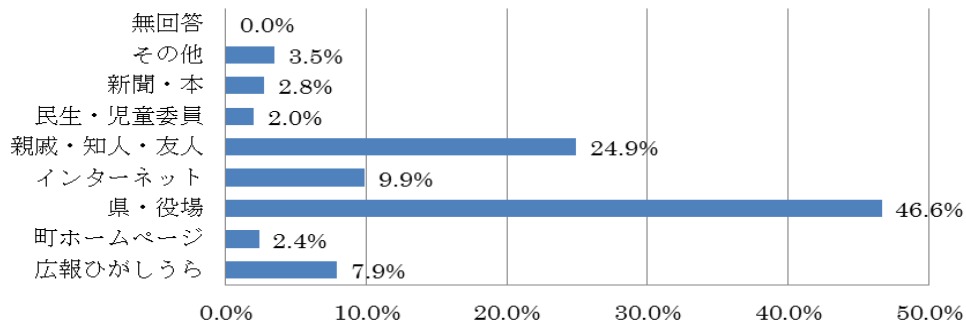
③ 面会交流の取り決めをしなかった理由はどれですか



コ 支援策の入手方法

「県・役場」で支援策を知った人が46.6%と最も多く、次いで「親戚・知人・友人」からが24.9%、「インターネット」が9.9%でした。

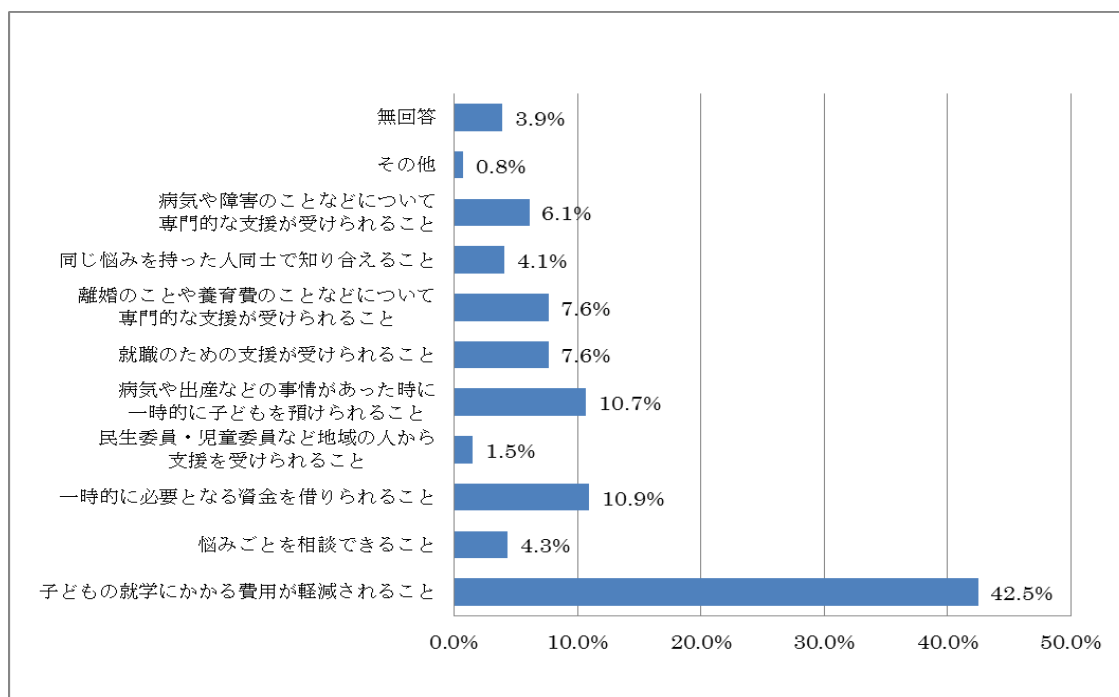
○ 手当などの支援策について、どのような方法で知りましたか。  
※主なものを2つまで



## サ 必要、重要であるとする支援

最も多くの方が必要、重要であるとする支援は、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」で 42.5%、「一時的に必要な資金を借りられること」が 10.9%、「病気や出産などの事情があった時に一時的に子どもを預けられること」が 10.7%となっています。

また、「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること」、「就職のための支援が受けられること」と答えた方がともに 7.6%いました。





## 第3章

---

### 基本施策（今後の取組）

# 1 取組の方向性

---

基本的な4つの視点及び基本目標をもとに、「教育の支援」「生活の支援」「就労の支援」「経済的支援」の基本施策を設定し、総合的な施策を展開していくことで、支援の充実を図っていきます。

## 2 具体的な取組内容

---

### 教育の支援

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境によって左右されることなく、学びの機会をもち、質の高い教育によって、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、教育環境の整備と支援体制の充実を図ります。

#### ①学校教育による学力保障等の推進

家庭環境や経済的な理由によって左右されない学力保障を推進します。

##### 現状

授業の理解に自信が持てない子どもが見受けられ、学力や進学に格差が生じています。

##### 課題

児童や生徒一人ひとりの基礎的、基本的な学力の定着と向上を図る必要があります。



#### 取組内容

- T T（チーム・ティーチング）指導や少人数指導の実施、教科等指導員や大学生ボランティアを配置するなど指導方法を工夫し、子どもたち一人ひとりの理解や習熟度の程度に応じたきめ細やかな指導を行います。【学校教育課】
- 小中学生を対象に、長期休暇期間に大学生ボランティアによる補充学習を実施します。【学校教育課】
- 教員の指導力を高め、授業を活性化するため、研修や研究に係る費用について助成します。【学校教育課】



## ②学校・地域における学習支援の推進

子どもが体験等を通して学ぶことができる環境整備を推進します。

### 現状

生活に困難を抱える子どもは、社会学習や習い事など学校外の学習機会が少ない傾向があります。

### 課題

多様な学びの機会を提供する必要があります。



### 取組内容

- 日本で生活するために必要な言語力を身に付けるため、外国人を対象に日本語教室を開催します。【協働推進課】
- 生活困窮世帯を対象として、学習支援を実施します。【ふくし課】
- 適切な遊び及び生活の場を提供するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、児童クラブ事業の充実を図ります。【児童課】
- 望まない妊娠を防ぐため、小・中・高校生を対象に「いのちの教育」授業を実施します。【健康課】
- 様々な地域活動の場において子どもの居場所づくりを行う地域団体等の活動を応援します。【児童課・学校教育課】
- 放課後の時間を安心して過ごすことのできる安全な場所を提供し、児童の社会性や自主性、創造性の育成を図るため、小学校高学年の児童を対象にアフタースクールの充実を図ります。【学校教育課】
- 子ども向け、親子向け等の各種講座・教室を開催し、生涯学習の機会を提供します。【生涯学習課】
- 将来の地域活動の担い手を育成するため、様々な人との関わり場の場と体験の場を提供します。【生涯学習課】

○成人式、ミュージックフェスティバル等、青少年が自ら企画・運営する事業を開催し、青少年のグループリーダーの育成や年齢、居住地区を越えた仲間づくりを推進します。【生涯学習課】

○地域や学校等で自分の居場所を見出せない子どもや若者、家族に対して、定期的に居場所を開設します。【社会福祉協議会】

○地域において、子どもの居場所を運営する団体等に対する活動を支援するとともに、子供の居場所を始める団体等に対して立上げ等の支援を行います。【社会福祉協議会】

○保育園や児童館など様々な施設にてボランティア活動を実施します。【社会福祉協議会】

### ③就学支援の充実

子どもたちが就学を継続することができるよう、総合的な支援の充実化に取り組みます。

現状

経済的な理由で進学を諦めている子どもがいます。

課題

全ての子どもが希望する進路を選択することができるよう支援をする必要があります。

#### 取組内容

○高等学校や大学等の受験検定料の捻出が困難なひとり親等に検定料等の一部を給付し、児童の将来の自立に向けた取り組みを支援します。【児童課】

○ひとり親家庭等に対して、修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付けを実施し、自立意欲の助長を図ります。【児童課】

○経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行います。【学校教育課】

○私立高等学校、私立専修学校高等課程に就学する生徒の保護者や勤労生徒の負担を軽減するため、授業料の補助を行います。

【学校教育課】

○特別支援学校へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の補助を行います。

【学校教育課】

○就学に必要な資金の確保が困難である者に対し、入学金等の貸付を実施します。

【社会福祉協議会】



## 生活の支援

貧困世帯の多くは、心身の健康、家庭、人間関係など多種多様な問題を抱えていることから、教育、福祉、地域など関係機関が連携し、包括的な支援を行うことで貧困の連鎖を断ち切ります。

### ①親への生活支援の充実

生活に困難を抱える親の負担を軽減するため、多方面からの生活支援に取り組みます。

#### 現状

子育てと仕事の両立など生活に負担や不安を感じている親が多く存在します。

#### 課題

それぞれの家庭が自立をし、安心して生活できるようサポートをしていくことが必要です。

#### 取組内容

- 外国籍の方が暮らしやすいよう、言語サポート職員体制を構築するとともに、多言語による情報提供等を行うことで定住外国人の生活環境の向上を図ります。【協働推進課】
- 離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある者に対し、住宅確保給付金を支給します。【ふくし課】
- ひとり親家庭等に対して、住宅の建設等や住居の移転に必要な資金の貸付けを実施し、生活環境を整えるよう促します。【児童課】
- 子どもの育児、しつけ、養育費、面会交流の講座や当事者間の交流会、情報交換会を行い、地域での生活を総合的に支援します。【児童課】
- 必要な情報提供及び支援を行う県の母子・父子自立支援員や養育費支援センター等の各関係機関と連携し、養育費や面会交流などひとり親家庭等に対する総合的な相談を行います。【児童課】

○生後4か月までの乳児のいる家庭に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、子育ての孤立を防ぎます。また、子育て支援に関する情報提供を行い、不安や悩みを聞くとともに、適切なサービスに繋がります。  
【健康課】

○乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防のため、必要な健康診査及び保健指導を行う乳幼児健康診査を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図ります。  
【健康課】

○町営住宅について、申込み時期によっては福祉向け住宅として、ひとり親家庭等の優先入居制度を設け入居者を募集します。  
【都市計画課】

○スクールカウンセラー、心の健康相談員、子どもと親の相談員などの設置により、相談体制の充実を図ります。  
【学校教育課】

○民生・児童委員や県の母子・父子自立支援員、町担当課とコミュニティーソーシャルワーカーが連携して、各家庭の抱える問題について総合的な相談を行います。  
【ふくし課・児童課・社会福祉協議会】

○不登校や引きこもり等の問題を抱える子どもの親を対象として情報交換会を実施し、当事者同士の交流の場を設けます。  
【社会福祉協議会】

○緊急で食料の支援が必要な世帯に対して、一時的に支援機関を通じて食料を提供します。  
【社会福祉協議会】

○経済的困難を抱えている家庭に対し、安定した家計管理が行えるよう支援します。  
【社会福祉協議会】

## ②子どもへの生活支援の充実

子どもたちが地域において孤立することなく生活できるよう支援します。

### 現状

放課後、安心して過ごせる場所がないと感じている子どもが見受けられます。

### 課題

子どもたちが安全に過ごせる環境を作る必要があります。



### 取組内容

○適切な遊び及び生活の場を提供するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、児童クラブ事業の充実を図ります。  
【児童課】

○様々な地域活動の場において子どもの居場所づくりを行う地域団体等の活動を応援します。  
【児童課・学校教育課】

○放課後の時間を安心して過ごすことのできる安全な場所を提供し、児童の社会性や自主性、創造性の育成を図るため、小学校高学年の児童を対象にアフタースクール事業の充実を図ります。  
【学校教育課】

○地域や学校等で自分の居場所を見出せない子どもや若者、家族に対して、定期的に居場所を開設します。  
【社会福祉協議会】

○地域において、子どもの居場所を運営する団体等に対する活動を支援するとともに、子どもの居場所を始める団体等に対して立上げ等の支援を行います。  
【社会福祉協議会】



### ③生活に困難を抱える家庭への支援体制の充実

各関係機関等との連携を強化し、生活に困難を抱える家庭を支援する体制づくりを進めます。

#### 現状

子どもが貧困に陥る背景には、家庭内の問題等が複雑に絡み合っていることが多く見受けられます。

#### 課題

各関係機関が協力し合い、当事者の問題の解決へと導く必要があります。



#### 取組内容

○必要な情報提供及び支援を行う県の母子・父子自立支援員と連携し、ひとり親家庭等に対する総合的な相談を行います。

【児童課】

○生後4か月までの乳児のいる家庭に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施し、子育ての孤立を防ぎます。また、子育て支援に関する情報提供を行い、不安や悩みを聞くとともに、適切なサービスに繋がります。

【健康課】

○乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防のため、必要な健康診査及び保健指導を行う乳幼児健康診査を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図ります。

【健康課】

○スクールカウンセラー、心の健康相談員、子どもと親の相談員などの設置により、相談体制の充実を図ります。

【学校教育課】

○民生・児童委員や県の母子・父子自立支援員、町担当課とコミュニティーソーシャルワーカーが連携して、各家庭の抱える問題について総合的な相談を行います。

【児童課・ふくし課・社会福祉協議会】



## 就労の支援

保護者の就労は、生活安定を図るうえで重要であるとともに、働く姿を子どもに示すことで労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、教育的な意義からも大切です。愛知県やハローワーク等の関係機関と連携し、自立に向けた親の就労支援やひとり親の資格取得等に対する給付などにより支援します。

### ①親への就労支援の充実

安定した職に就けるよう、就労機会の確保など、きめ細やかな支援を実施します。

#### 現状

生活費の不足や、学用品が買えない時があるなど、経済面が不安定な家庭が見受けられます。

#### 課題

安定した収入が得られるよう促す必要があります。



#### 取組内容

○就労支援を希望する世帯に対して、県知多福祉相談センターへ適切に繋ぎ、生活困窮者自立支援制度による就労支援を行うことで、自立を支援します。【ふくし課】

○ひとり親家庭に対して、母子自立支援員、ハローワーク及びママ・ジョブ・あいち等と連携して就労や転職のサポートをします。【児童課】

○就労を希望する者に対して、若者サポートステーション等を活用し、就労に繋がります。【社会福祉協議会】





## ②親の学び・自己啓発の推進

正規雇用に移行し、安定した収入が得られるよう、就労に関するスキルアップを図ります。

現状

就労しているものの、非正規雇用が多い傾向があります。

課題

安定した職に就けるよう、必要な知識や技術を身に付ける必要があります。



### 取組内容

○母子家庭の母及び父子家庭の父が自立した生活を送るために、仕事につながる講座や資格取得の受講料又は就職面接時や講座受講時の一時保育等の利用料の一部を給付します。 【児童課】

○母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために各種学校等の養成機関で就業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。 【児童課】



## 経済的支援

教育や生活、就労に係る様々な取り組みを進めるほか、世帯状況や所得に応じて生活保護や各種手当等の給付、貸付制度などにより支援します。

### 経済的支援の充実

生活に困難を抱える家庭の生活基盤を支える支援の充実化を図るとともに、制度周知の徹底を行います。

#### 現状

生活費や子どもの学費等の確保など、経済面で負担を感じている家庭が多くあります。

#### 課題

支援を必要とする家庭へ適切に支援が行き届くよう促す必要があります。

#### 取組内容

- 生活に困窮する家庭等の相談・支援において、県知多福祉相談センターと連携し、生活保護制度を始め各種制度への適切な繋ぎを実施するとともに、自立を支援します。【ふくし課】
- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために中学校終了前の児童を養育している保護者に児童手当を支給します。【児童課】
- 18歳以下（18歳到達年度の末日）の児童（児童扶養手当については、障害のある児童の場合は20歳未満）を監護・養育し、一定の要件を満たすひとり親家庭等に対して町遺児手当を支給します。この他、国制度として児童扶養手当、県制度として愛知県遺児手当があります。【児童課】
- 高等学校や大学等の受験検定料の捻出が困難なひとり親等に検定料等の一部を給付し、児童の将来の自立に向けた取り組みを支援します。【児童課】

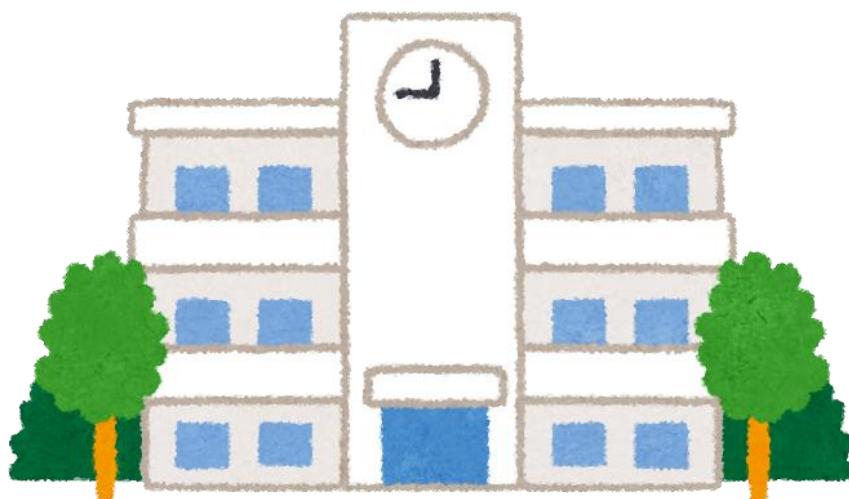
○ひとり親家庭等に対して、修学資金を始めとする母子父子寡婦福祉資金の貸付けを実施し、自立意欲の助長を図ります。町は受付窓口となっています。【児童課】

○ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けられるよう、一定の要件に該当するひとり親家庭等の医療費について、自己負担相当額を助成します。【保険医療課】

○安心安全な出産・育児、産後うつ予防や虐待予防等のため、妊婦健康診査、産婦健康診査を公費負担することにより、母子の支援をします。【健康課】

○経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行います。【学校教育課】

○私立高等学校、私立専修学校高等課程に就学する生徒の保護者や勤労生徒の負担を軽減するため、授業料の補助を行います。【学校教育課】





## 東浦町子どもの貧困対策推進計画

令和2年3月作成

発行：東浦町

編集：東浦町健康福祉部児童課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL 0562-83-3111

FAX 0562-83-9756